

株券等の5日目決済及び期間売買停止の廃止について（案）

平成 21 年 3 月 17 日
株式会社大阪証券取引所

項 目	内 容	備 考
I 趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、有価証券の普通取引においては、原則として売買日から起算して4日目の日に決済を行う取扱い（以下「4日目決済」という。）としているが、基準日等が設定される場合には、株主確定等のため、売買日から起算して5日目の日に決済を行う取扱い（以下「5日目決済」という。）としている。しかし、株券電子化により株券の名義書換が不要となり、基準日等の日に決済を行うことが可能となっている。 ・ また、株券電子化前においては、株式併合又は株式分割に伴い株券提出が行われる場合には、価格形成上の問題及び受渡し事務上の問題を回避するため、売買停止（以下「期間売買停止」という。）が行われてきたが、株券電子化後は株券提出は行われなくなることとなる。 ・ これらについては、「株券電子化に伴う制度改正について」（平成20年4月22日付）において、株券電子化後の状況を踏まえ検討を行うこととしていたが、株券電子化に伴う環境の変化に鑑み、決済制度の効率化・利便性の向上及び投資家への売買機会提供の観点から、平成21年11月を目途として「5日目決済」及び「期間売買停止」を廃止することとし、所要の制度改正を行うこととする。 	
II 概要 1 株券等の5日目決済の廃止について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内国株券、新株予約権証券、投資信託受益証券、投資証券、受益証券発行信託の受益証券、外国株券、外国新株予約権証券、外国投資 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普通取引について、配当落又は権利落とする期日は、権利確定日の

項 目	内 容	備 考
<p>2 期間売買停止の廃止について</p> <p>(1) 期間売買停止の廃止について</p>	<p>信託受益証券及び外国投資証券の普通取引について、5日目決済を廃止し、4日目決済に一本化することとする。</p> <p>・株式（受益権及び投資口を含む。）の併合又は株式の分割等と同時に単元株式数が増加する場合若しくは単元株式数についての定款の</p>	<p>2日前（休業日を除く。以下日数計算において同じ。）の日（権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の3日前の日。）とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式併合等により株式数が増減する場合の権利確定日に株式会社証券保管振替機構（以下「保振」という。）において行われている振替制限は撤廃され、また増減後の株式数の申告（新株式数申告）の端末入力時限の延長が検討される予定。 ・合併、株式移転、株式交換又は会社分割により上場廃止となる場合の上場廃止日は効力発生日の3日前の日とする。 ・債券（転換社債型新株予約権付社債券を含む。）については、保振において利払いに伴う振替制限が行われるため、当面現行どおりの取扱いとする（4日目決済への一本化は行わない）。 <p>・現在期間売買停止の期間は、株式併合等の効力発生の日の4日前の</p>

項 目	内 容	備 考
<p>(2) 期間売買停止の廃止後の売買単位変更日について</p> <p>Ⅲ 実施時期</p>	<p>定めが設けられる場合に行っている期間売買停止を廃止することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期間売買停止の廃止後は、株式併合等の効力発生の日の3日前の日から、普通取引の売買単位を株式併合等の効力発生後の単元株式数（会社が単元株式数を定めないときは1株）とする。 ・平成21年11月を目途に実施する。 	<p>日から効力発生の日の前日までとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当日取引の売買単位についても、普通取引と同一の取扱いとする。 ・新売買単位を適用する初日における普通取引の基準値段は、株式併合等の比率にしたがって調整された値段、当日取引の基準値段は、調整前の値段となる。

以 上